

令和 年 月 日

島根県東部農林水産振興センター所長 原 幸生 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊞

入札参加資格確認申請書

島根県で発注される令和8年度島根県（中国山地）雲南管内指定管理鳥獣捕獲等事業に係る一般競争入札に参加する資格の確認を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

なお、下記1から6の内容及び別添提出書類の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- 4 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、申請書の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- 5 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- 6 提出書類及び部数
 - (1) 会社等概要書又は経歴書 1 部
 - (2) 法人の登記事項証明書 1 部※1
 - (3) 島根県税に係る納税証明書 1 部※2
 - (4) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1 部※2
 - (5) 認定鳥獣捕獲等事業者の証明書 1 部

※1 6の(2)の書類は、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）等島根県において定める入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出でも構いません。

※2 6の(3)及び(4)の書類は、登録業者の場合には、省略可能です。

誓 約 書

令和 年 月 日

島根県東部農林水産振興センター所長 原 幸生 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊞

島根県で発注される令和 8 年度島根県（中国山地）雲南管内指定管理鳥獣捕獲等事業に係る一般競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に非該当であり、刑法、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為は一切行っていないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会へ送付されても異議はありません。

入 札 書

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

金額は消費税及び地方消費税を含まない額とする。

ただし、

令和 8 年度島根県（中国山地）雲南管内指定管理鳥獣捕獲等事業

上記のとおり、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）その他仕様書等を承知のうえ、入札いたします。

令和 年 月 日

島根県東部農林水産振興センター所長 原 幸生 様

住 所

商号又は名称

氏 名

⑨

委 任 状

令和 年 月 日

島根県東部農林水産振興センター所長 原 幸生 様

委任者 住 所
 商号又は名称
 代表者職氏名

⑨

私は、次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任いたします。

受任者 住 所
 商号又は名称
 氏 名

記

1. 「令和8年度島根県（中国山地）雲南管内指定管理鳥獣捕獲等事業」の入札及び見積りに関する一切の権限。

2. 受任者使用印鑑



入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票

令和 年 月 日

島根県東部農林水産振興センター所長 原 幸生 様

住 所	
商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 氏 名	
連 絡 先	TEL : FAX :

件 名	令和 8 年度島根県（中国山地）雲南管内指定管理鳥獣捕獲等事業
質 疑	
回 答	

※質疑は 1 項目 1 枚とする。

入 札 辞 退 届

件名 令和8年度島根県（中国山地）雲南管内指定管理鳥獣捕獲等事業

上記については、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

島根県東部農林水産振興センター所長 原 幸生 様

入札書に関する注意事項

1. 入札書

- (1) 金額の頭には「¥」若しくは「金」を記載すること。
- (2) 金額は消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- (3) 入札書の記載方法は次のとおりとする。

本人が入札する場合	代理人により入札する場合
・ 代表者の住所、社名、肩書、氏名を記載	・ 代表者の住所、社名、肩書、氏名と代理人の住所、社名、氏名を記載。
・ 代表者印を押印	・ 委任状の代理人使用印を押印 (法人印、代表者印は不要)
〔記載例〕 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印	〔記載例〕 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 (代理人) △△市△△町△△番地 〇〇〇〇株式会社△△支店 □□□□ 印

2. 入札書の封筒

- (1) 表には「島根県東部農林水産振興センター所長 殿 入札書」と記載し、件名、社名を記載すること。
- (2) 裏には、入札書と同じ印章で封印する。

入札保証金の取扱いについて

1. 入札保証金を納付する場合

- (1) 見積もった金額の 100 分の 5 以上の入札保証金が必要。
- (2) 入札保証金は、入札当日の午前 9 時から午前 10 時 30 分までの間、出納局審査指導課審査第一グループで受け付ける。
- (3) 入札書投函前までに納付書（領収証書）を提出すること。

2. 入札保証保険契約の締結により納付の免除を受ける場合

本件入札について、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を入札書投函前に提出すること。

3. 島根県会計規則第 61 条の 2 第 2 号及び第 3 号により納付の免除を受ける場合

国又は地方公共団体等との捕獲事業の実績を証明する書類（契約書の写し等）、もしくは工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営規模及び状況等が分かる書類を令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時 15 分までに提出すること。免除の適否については、審査の上、おって通知するものとする。

なお、提出された捕獲事業の実績を証明する書類（契約書の写し等）は、島根県会計規則第 69 条の 2 による契約保証金免除の適否を審査する際に使用する。

（提出先） 〒699-1311 島根県雲南市木次町里方 531-1

島根県東部農林水産振興センター雲南事務所 林業部 林業普及第二課

4. その他の注意事項

小切手で入札保証金を納付する場合、次の要件を満たすこと。

- ① 支 払 地 松江市（受け取る出納機関の所在地）
- ② 交 換 所 松江市（受け取る出納機関の所在地）
- ③ 金 額 納金額を超過しない金額
- ④ 受 取 人 持参人あるいは県出納機関を受取人とする
- ⑤ 呈示期間 振出日から起算して 10 日以内のもの
- ⑥ 振 出 人 銀行等の金融機関（円滑な換金確認事務のためなるべく山陰合同銀行のものが好ましい）を振出人とするもの

上記 1 または 2 の場合、納付額あるいは保険金額から逆算して、限度となる額を超える金額の入札は、無効となるので注意すること。

【参照条文】

●地方自治法施行令 第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

●島根県会計規則 第61条(入札保証金)

- 1 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者に、その者の見積る契約金額の100分の5以上（県有財産売却システムによる入札にあっては、予定価格の100分の10以上）の入札保証金を納めさせなければならない。
- 2 前項の入札保証金の納付は、国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。
- 3 入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者から申出があつた場合には、入札保証金を当該落札者が納付すべき契約保証金の一部に充当することができる。

●島根県会計規則 第61条の2(入札保証金の免除)

契約担当者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有する者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したもののについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、一般競争入札に参加する者の資格を定めた場合において、一般競争入札に参加しようとする者の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

●地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号(随意契約)

地方自治法第243条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

～略～

- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

●島根県会計規則 第63条(入札の無効)

次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加することができない者が入札をしたとき。
- (2) 入札保証金の納付その他の入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 入札に際して連合その他の不正の行為があったとき。
- (4) 同一人が、同一事項について2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札をしたとき。
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

●島根県会計規則 第61条の3(入札執行の取りやめ又は延期)

- 1 契約担当者は、一般競争入札を執行するに当たり、不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することができる。
- 2 前項の規定により入札を取りやめ、又は入札期日を延期したときは、速やかにその旨を入札の公告と同様の方法により公告しなければならない。

●島根県会計規則 第69条(契約保証金)

- 1 契約当事者は、契約を締結しようとする者に、契約金額(県有財産売却システムによる入札にあつては、予定価格)の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。
- 2 第61条第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付について準用する。
- 3 契約保証金は、契約履行の検査完了後に還付するものとする。

●島根県会計規則 第69条の2(契約保証金の免除)

契約当事者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品の売払契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。